

第2期栃木市再犯防止推進計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年4月

栃木市

栃木市再犯防止推進計画 目次

1	はじめに	1
2	栃木市の再犯防止を取り巻く状況	2
	(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	2
	(2) 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率	3
3	再犯防止推進計画の概要	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 目標	4
	(3) 計画期間	5
	(4) 計画の対象者	5
	(5) 基本理念	5
	(6) 主な取組みの展開	5
4	取組みの展開	6
	(1) 栃木刑務所の取組み	6
	(2) 住居の確保	6
	(3) 就労の確保	7
	(4) 民間協力者の活動の推進	7
	(5) 地域による包摂の推進	8
	(6) 学校等と連携した修学支援の実施	8
	(7) 再犯防止に向けた基盤の整備	9
5	具体的な活動	10
	栃木刑務所	12
	栃木保護区保護司会	18
	栃木保護区協力雇用主会	21
	栃木市更生保護女性会	22
	更生保護法人栃木明徳会	24
	栃木市	28
	その他関係機関	34
6	おわりに	36

資料編

- 再犯の防止等の推進に関する法律概要
- 第二次再犯防止推進計画（概要）
- 再犯防止に関する用語の解説

Ⅰ はじめに

近年、刑法犯の検挙者の約半数が再犯者となっており、本人や社会にとって不幸な循環を断ち切り、犯罪を減らすため、再犯を防止することが重要な課題となっております。

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を推進する責務が国だけでなく、地方自治体にもあることが明記されるとともに、地方自治体に対して地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

これを受けて、本市では、令和3年1月に「栃木市再犯防止推進計画」を策定し、国、県、関係機関等との連携を強化し、再犯防止に係る取組みを推進してきました。

犯罪をした人たちの中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、社会生活における様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人も少なくありません。こうした、生きづらさを抱える人たちに手を差し伸べ、社会に復帰した後、地域の中で孤立させない「息の長い支援」を行っていく必要があります。

国においても、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、地域による包摂の推進、つまり、地方自治体と地域が連携し、犯罪をしてしまった人が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包み込まれる環境の整備が、重点課題の一つに追加されたところであります。

本市には、「栃木刑務所」や「更生保護法人栃木明徳会」があり、明治の時代から現在まで、社会に無くてはならない施設として、犯罪をした人たちの更生や再犯防止など、犯罪被害に遭う人の減少と、立ち直ろうとする人を受け入れる「共生社会」の実現に大きな役割を担っております。

今後、本計画に基づき、国や県、関係機関等との連携をさらに充実させるとともに、矯正施設や更生保護に携わる関係団体等との「顔の見える関係性」を築き、犯罪をした人たちも、自分らしく健やかに暮らすことのできる「地域共生社会」の実現、また、犯罪や非行が起きにくい社会の推進、誰もが安心して暮らすことのできるまち「自立更生の夢を育む あったかとしぎ」の実現に向け、再犯防止の取組みをさらに推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。

令和7年4月

栃木市長 大川 秀子



2 栃木市の再犯防止を取り巻く状況

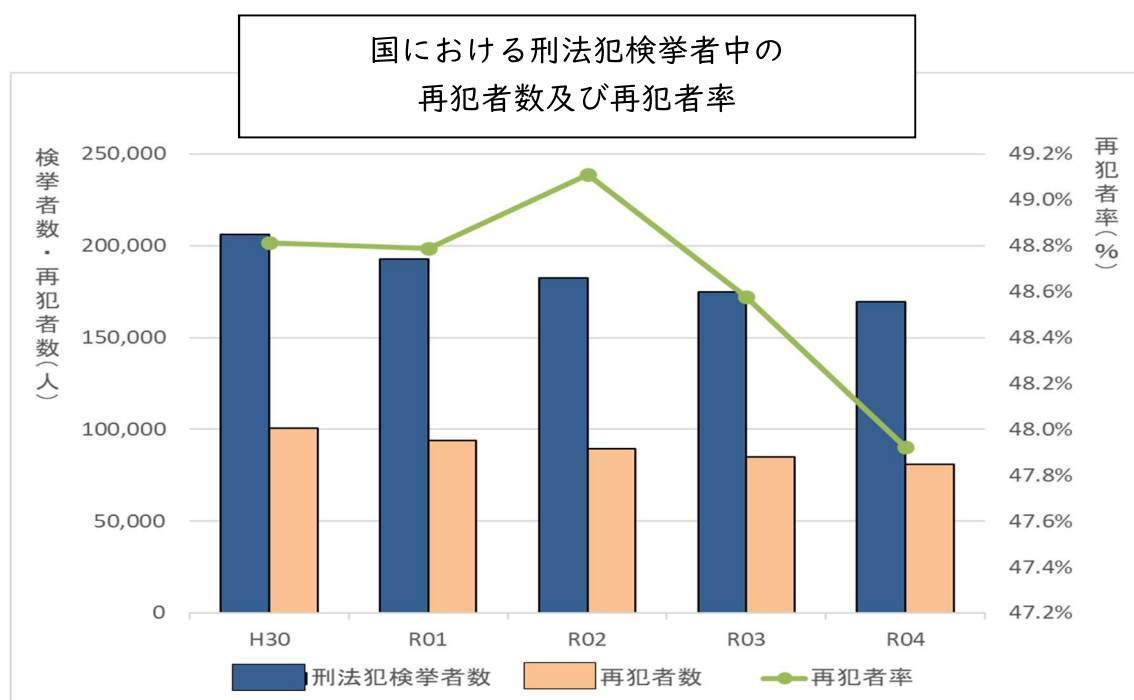
(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

国における刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成 19 年以降、毎年減少しており、令和 4 年は 81,183 人でしたが、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成 9 年以降は上昇傾向にありました。しかし、令和 3 年からは減少に転じ、令和 4 年は 47.9%と、前年よりも 0.7 ポイント減少しました。

栃木県においては、過去 5 年間（令和元年から令和 5 年）の刑法犯検挙者は減少傾向にあります。再犯率は 5 割を超える水準で推移しており、全国平均を上回る状態が続いております。

◇国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率◇

	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
H30	206,094 人	100,601 人	48.8%
R01	192,607 人	93,967 人	48.8%
R02	182,582 人	89,667 人	49.1%
R03	175,041 人	85,032 人	48.6%
R04	169,409 人	81,183 人	47.9%



(2) 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率

国における、出所受刑者の２年以内再入者数は、平成 20 年以降毎年減少しており、令和 3 年は 2,515 人と、平成 29 年と比べて 1,000 人以上減少しています。

また、２年以内再入率は、近年着実に低下しており、令和 3 年は 9.3%と、調査の開始（昭和 34 年）以降、過去最低でした。

栃木刑務所出所受刑者の、平成 30 年から令和 3 年の２年以内再入者数及び２年以内再入率は横ばいの傾向にあり、令和 3 年の２年以内再入者数は 20 人、２年以内再入率は 9.1%でした。

平成 30 年と令和 3 年を比較すると、２年以内再入者数は 10 人の減少、２年以内再入率は 0.6%の減少となっています。

◇国における出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率◇

年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者	２年以内 再入者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
H29	21,998 人	9,238 人	12,760 人	3,712 人 (16.9%)	2,348 人 (25.4%)	1,364 人 (10.7%)
H30	21,032 人	8,733 人	12,299 人	3,396 人 (16.1%)	2,114 人 (24.2%)	1,282 人 (10.4%)
RO1	19,953 人	8,313 人	11,640 人	3,125 人 (15.7%)	1,936 人 (23.3%)	1,189 人 (10.2%)
RO2	18,923 人	7,728 人	11,195 人	2,863 人 (15.1%)	1,749 人 (22.6%)	1,114 人 (10.0%)
RO3	17,793 人	6,693 人	10,830 人	2,515 人 (14.1%)	1,504 人 (21.6%)	1,011 人 (9.3%)

◇栃木刑務所出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率◇

年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者	２年以内 再入者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
H30	308 人	104 人	204 人	30 人 (9.7%)	17 人 (16.3%)	13 人 (31.7%)
RO1	290 人	87 人	203 人	23 人 (7.9%)	13 人 (14.9%)	10 人 (5.6%)
RO2	260 人	68 人	192 人	28 人 (10.8%)	15 人 (22.1%)	13 人 (10.7%)
RO3	220 人	52 人	168 人	20 人 (9.1%)	8 人 (15.4%)	12 人 (8.1%)

3 再犯防止推進計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

本計画については、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指すための基本的な取組みを定める羅針盤とします。

本計画に基づく各種取組により、次の 6 つの SDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献します。



(2) 目標

犯罪の繰り返しを防ぐためには、地域社会における「息の長い支援」が必要であり、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、相談拠点及び民間協力者を含めた地域のネットワーク拠点を構築し、「誰一人取り残さない」誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

(3) 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした人等」という。）を本計画の対象者としてします。

具体的には、矯正施設入所受刑者や保護観察に付された者、罰金・科料を受けた者、刑の全部執行猶予者、満期釈放者、起訴猶予者等をいいます。

(5) 基本理念

「自立更生の 夢を育む あったかとしぎ」

福祉の最上位計画である栃木市地域福祉計画に掲げた「あたたかい栃木市を育むという思い」と、「自立更生への夢」を込めて基本理念とします。

(6) 主な取組みの展開 【★：重点取組】

- ① 栃木刑務所の取組み
- ② 住居の確保
- ③ 就労の確保
- ④ 民間協力者の活動の推進 【★】
- ⑤ 地域による包摂の推進 【★】
- ⑥ 学校等と連携した修学支援の実施
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

4 取組みの展開

(1) 栃木刑務所の取組み

現状と課題

女性受刑者を収容している刑事施設は全国で12か所ありますが、女性だけを収容する施設としては、栃木刑務所は全国最大規模であり、東京矯正管区内で刑が確定した者及び外国人、並びに26歳未満の若年受刑者を収容しています。

男性受刑者の場合、初犯や累犯、刑の重さ、国籍などで収容される施設が異なるのに対し、女性だけを収容する栃木刑務所では、あらゆる受刑者を収容していることから、個々の課題に応じた対応が必要となります。

また、65歳以上の高齢者が全体の20%を占めており、福祉的・医療的な配慮が必要な受刑者が多いことや、受刑者の3人に1人が外国人であり、日本語の細かなニュアンスが通じにくく、心情不安定になる受刑者もいる実情の中で、再犯防止に向けた取組みを行っています。

取組みの方向性

受刑者が、犯罪に向き合い、改善更生を図るための各種教育や指導を行うとともに、仮釈放者及び満期釈放者に対し、帰住先の確保、就労の確保、保健医療・福祉サービスの利用に向けた調整など、関係機関等と連携を強化しながら、再入所者を減らすための取組みをさらに充実させていきます。

(2) 住居の確保

現状と課題

刑務所を満期で出所した人のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている人よりもそうでない人の方が短くなっていることが明らかになっており、また、帰住先が決まらない場合、行政サービスの提供などの支援が受けられないといった課題もあります。適当な帰住先の確保は、再犯防止に向けた重要な課題であると捉えています。

取組みの方向性

協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、的確な住居確保支援を行います。

(3) 就労の確保

現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、また、無職者の再犯率は有職者に比べ約3倍と高くなっています。

犯罪をした人等への就労支援は、第一義的には国・県の役割であり、市で取り組めるものは少ない現状にあります。

そのような中でも、生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題でありますので、関係機関等の協力を得ながら取り組む必要があると考えます。

取り組みの方向性

協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用（今後立上げを検討していくものについては制度確立後に活用）し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

(4) 民間協力者の活動の推進 【★】

現状と課題

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生には、地域の方々の理解と協力が不可欠です。犯罪をした人等に対して自らの努力を促すだけでなく、社会からも支えを広げ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

そこで、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進し、犯罪をした人等を地域社会で受け入れる土壌を育てるため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となった広報・啓発活動を実施し、更生保護活動の活発化を図ります。

取り組みの方向性

更生保護法人栃木明德会や協力雇用主会などの民間協力者の方々や、保護司会や刑務所などの関係機関等の活動を支援し、更生保護活動の活性化を図ります。

(5) 地域による包摂の推進 【★】

現状と課題

矯正施設に入所している人が高齢であったり、障がいのある方であったりする場合、身体・精神機能が低下し、出所した後の住居を確保すること等が困難となっています。

高齢者（65 歳以上）が、出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっており、また、窃盗症などの精神疾患についての専門的対応が必要な人もいます。

このような状況を改善させるため、保健医療・福祉による支援が求められています。

また、地域社会における「息の長い支援」の実現に向け、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画との連携を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

取組みの方向性

高齢者、障がい者、生活困窮者など、様々な状況に置かれた人がいる中で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を実施し、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことが重要であることから、関係機関と連携し、重層的支援体制の整備に努めます。

(6) 学校等と連携した修学支援の実施

現状と課題

我が国の高等学校進学率は 98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、非行等に至る過程で、または非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、刑務所に入所する受刑者のうち約 6 割が高等学校を卒業していないという状況にあります。

このような状況に鑑み、学校や地域における非行の防止に向けた取組みや、犯罪をした人等の修学のための支援等が必要となっています。

取組みの方向性

学校を中心とした地域の関係機関等が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための活動に取り組みます。

また、非行や問題行動のある児童生徒に対しても、関係機関等が連携して一貫した支援や指導を行うことにより、教育を受けられる環境等を整備し、健やかな成長を支えます。

(7) 再犯防止に向けた基盤の整備

現状と課題

栃木県が実施した「再犯防止及び犯罪被害者等支援に関する意識調査」によると、犯罪をした者等が孤立することなく社会復帰するためには、社会全体の理解促進が必要であるとの意見が多くありました。

このような現状を踏まえ、(6)までに掲げた取り組みを効果的に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、効果的な広報啓発活動の実施が必要となります。

取り組みの方向性

毎年7月は「社会を明るくする運動“強化月間”」及び「再犯防止啓発月間」ですので、市が有する様々な媒体を活用し、社会を明るくする運動等の広報活動を後押しし、犯罪をした人等を地域社会で受け入れる環境を整え、地域全体への理解促進に努めます。

5 具体的な活動について

本計画と関わりの深い関係団体等や栃木市が行う具体的な取組みについて紹介します。（各ページの右上に、関連する取組内容を掲載しています。）

関係機関等一覧

- ◆栃木刑務所 （矯正施設）
- ◆栃木保護区保護司会 （更生保護ボランティア）
- ◆栃木保護区協力雇用主会 （民間協力者）
- ◆栃木市更生保護女性会 （更生保護ボランティア）
- ◆更生保護法人栃木明徳会 （更生保護施設）
- ◆栃木市 （地方自治体）
- ◆その他関係機関



～更生保護とは～

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。



～地域とのつながり～

罪を償い、再出発しようとする人たちが、社会から孤立したりせずに、地域との絆を保ち続けられれば、その多くが地域社会の一員として立ち直ることができます。

その先導となって、地域と更生保護の架け橋となっているのが更生保護ボランティアです。

更生保護の活動は、保護観察所をはじめとした国の機関と保護司などのボランティアからなる民間の方々が協働して行っています。

「保護司、更生保護女性会、BBS会というボランティア」
(法務省保護局 リーフレット) より引用



栃木刑務所

関連する取組内容

- (1) 栃木刑務所の取組み
- (2) 住居の確保 (3) 就労の確保

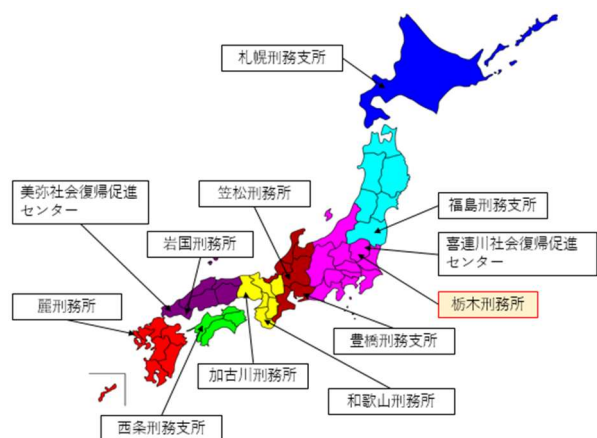
栃木刑務所（以下、刑務所という。）は、明治5年に「栃木囚獄」として、栃木県下都賀郡菌部村（現・栃木市旭町）に設置され、昭和54年に現在の場所（栃木市惣社町）に移転しました。

明治39年に女子受刑者の収容を開始し、現在では、全国最大規模の女子刑務所として、約500人を収容している施設です。

刑務所では、令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」における重点課題に即した施策を実施するために様々な取組みを行っていますので、その一部を紹介します。



栃木刑務所 外観



I 作業・職業訓練

(1) 作業

刑務所で行われる作業は、洋裁、金属組立、紙細工などの物品を製作する作業、労務を提供する「生産作業」と、洗濯、炊場、清掃など実施する「自営作業」があります。

生産作業においては、ミシンや針を使用し、衣類等を製造する洋裁作業が主に行われており、受刑者の勤労意欲を高め、社会人として職業上必要となる基礎的な能力を実践的に身に付けさせています。



生産作業



自営作業

（２）職業訓練

出所後の就労に役立つ資格や技能の取得、向上を目的として、刑務所では、美容科、介護福祉科、フォークリフト運転科、総合美容技術科及びビジネススキル科の５つの職業訓練を行っています。

美容科では２年間の訓練を経て、美容師の国家資格の取得を目的とし、介護福祉科では６か月の訓練を経て、介護職員実務者研修修了証を取得させています。また、フォークリフト運転科ではフォークリフト運転技能講習修了証を、総合美容技術科ではＩＥＡ（国際エステティック協会）のフェイシャルセラピストの認定証を取得させています。そして、ビジネススキル科では、パソコンの基本的知識及び初歩的技能の習得を目的として訓練を行っています。



美容科



フォークリフト運転科



介護福祉科

（３）社会貢献作業

社会貢献活動とは、受刑者が社会に貢献していることを実感でき、改善更生の意欲を生み、円滑な社会復帰に資する作業のうち、賃金の収支を伴わないボランティア的な作業です。

刑務所では、再犯防止に向けた新たな取組みとして、令和６年８月に、市内にある特別養護老人ホームで使用している車椅子の清掃作業を実施しました。施設からの評価も高く、今後も月１回の頻度で、同作業を実施する予定です。

（４）矯正展・即売会

矯正展とは、「社会を明るくする運動」の一環として、刑務所、少年院等の矯正施設に対する理解を深めることを目的に、施設の敷地内で開催しているものです。栃木刑務所で行われる栃木矯正展は、近隣施設や協賛業者、栃木警察署、宇都宮地方検察庁、栃木消防署、栃木市更生保護女性会、宇都宮保護観察所及び栃木明徳会などの団体が参加し、各団体における再犯防止活動等の取組の啓発や、刑務所作業製品の展示販売を行っています。

また、刑務所の取組みを伝える広報活動として、パネル展示に福祉的支援や就労支援に関する内容を加えるほか、来場者を対象とした施設内の見学会を実施するなど、矯正施設への興味関心を高める工夫を行っています。

そのほかにも、商業施設や道の駅、栃木県庁などにおいて刑務所作業製品の即売会を行っています。

(5) ふるさと納税返礼品

ふるさと納税を通じて、より多くの方に刑務所作業製品を知ってもらうため、栃木市の返礼品に「割烹着」と「犬型ダストボックス＆ロールティッシュケース」が、栃木県の返礼品に「前かけエプロン＆こぎん小銭入れ」が登用され、令和6年4月から運用を開始しています。

製作した受刑者のやりがいにつながるだけでなく、地元自治体と連携した広報活動を行うことで、製品を活用した地域振興・再犯防止へとつながることが期待されます。



割烹着



犬型ダストボックス
&ロールティッシュケース



前かけエプロン
&こぎん小銭入れ

2 各種教育・指導

受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせるとともに、社会生活へ適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため、次のような取組みを行っています。

(1) 特別改善指導

実刑判決を受けるに至った経緯や理由に応じて、同じ犯罪を繰り返させないために、個別に行うプログラム。以下の6つに区分されており、本所では①、④、⑤、⑥を実施しています。

	指導の内容	指導の対象になる人
①	薬物依存離脱指導	麻薬、覚せい剤などの薬物に対する依存がある人
②	暴力団離脱指導	指定暴力団の構成員である人
③	性犯罪再犯防止指導	性犯罪につながる認知の偏りや自己統制能力の不足がある人
④	被害者の視点を取り入れた教育	他人の生命、身体に重大な被害をもたらす罪を犯し、被害者に対する意識が乏しい人
⑤	交通安全指導	交通犯罪を犯し、順法精神や交通安全に対する意識が乏しい人
⑥	就労支援指導	職場での人間関係に適応するために必要な心構えや行動が身についておらず、仕事も長続きしない人

（２）一般改善指導

二度と犯罪をしないため、生活全般について必要な指導を行う取り組みであり、特別改善指導に含まれない改善指導を総称しています。

刑務所でも様々な指導を行っており、例えば、被害者や遺族の感情を理解させ、罪を犯した自覚を持たせる「被害者心情等理解指導」、アルコールやギャンブル等の依存症に関する改善指導プログラムなどを実施しています。

（３）教科指導

補習教科指導と特別教科指導に分かれており、補習教科指導は、義務教育レベル、特別教科指導は、高等学校卒業程度レベルの学力の習熟を目指しています。

また、特別教科指導を受講する多くの受刑者は、文部科学省が実施している「高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指しており、社会復帰後の大学等への進学を希望する受刑者もいます。

（４）生活指導

出所後に、犯罪と関わりのない生活を送るためには、衣食住の安定や就労の継続に加え、「熱中できるものや趣味を持った生活」を継続することが重要な要因であるとされています。

このような状況を受け、刑務所では、受刑者に対する教育活動の一つとして、余暇活動の支援を行っています。主な活動にクラブ活動や読書指導等がありますが、単に余暇活動に参加させるのではなく、受刑者みずから余暇の過ごし方を考え、実行することによって、社会復帰後に、犯罪と関わりのない生活を維持する能力を身に付けさせ、再犯防止につながることを期待されています。



トチケン
(栃木刑務所マスコットキャラクター)



薬物依存離脱指導

3 福祉的支援

(1) 福祉的な支援が必要な高齢者・障がい者に対する「特別調整」の実施

刑務所出所者等の中には、高齢又は障がいにより、出所後、自立した生活を送ることが困難となって再犯に至る人が少なくありません。本所では、高齢者又は障がい者である、適当な帰住先がない、などの6つの条件を満たし、保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な各種福祉サービス等を受けることができるよう、保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して支援を行うという「特別調整」を実施しています。

(2) 刑務所入所中における介護保険及び障害区分認定申請手続きの実施

特別調整対象者をはじめとした、福祉的な支援が必要な受刑者について、出所後速やかに介護保険や障害福祉サービス等を受けることができるよう、入所中から、各種認定に係る申請手続きを行っています。

(3) ベリープロジェクトの実施

満期釈放者のうち、栃木県の更生保護施設に一時的でも帰住を希望した人のうち、施設の規則を守るなどを誓約する等の条件を満たした人について、宇都宮保護観察所に情報提供を行い、必要であれば更生保護法人栃木明徳会の面接を受けて、釈放前に受入の調整を行っています。

(4) とちぎ リ・スタート支援プロジェクトの実施

刑務所を満期で出所した人で、栃木市内で生活することを希望する人に対し、更生保護施設栃木明徳会へ帰住した後、栃木市の支援（生活保護の受給、市営住宅への入居、高齢又は障害福祉サービスの受給等）を受けながら生活を送れるよう支援するための選定を行っています。

(5) 福祉サービス事前体験の実施

出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを図り、円滑な社会定着を促すため、特別養護老人ホームの施設見学やデイサービスセンターの日中活動の見学、施設職員による説明等を実施しています。

(6) 福祉講話の実施

福祉的な支援に対して拒否的な人や福祉的支援を知らない高齢者又は障がい者に対し、福祉に関する正しい知識を持たせるための集団講義を実施しています。

栃木市役所職員、刑務所職員などを講師として、主に介護保険サービスや障害福祉サービスについての講義やグループワークを行っており、これにより、福祉サービスの活用についての動機付けを図り、自ら公的機関等に相談する力を身に付けさせ、円滑な社会復帰を促します。

4 就労支援

(1) 就労支援面談の実施

出所後の就労の確保は、金銭的な生活の安定を生むことにつながります。また、人の役に立つことでやりがいを得ることができるほか、社会とつながることで居場所を生むことができ、再犯を防ぐための重要な要素の一つに挙げられます。

就労支援面談では、個々人と1対1での面談時間を設け、自分の興味や適性が自己理解できるよう支援し、出所後の就労のイメージを具現化していきます。また、社会にはどんな仕事があるのか、職種や雇用形態、就業条件、応募条件等を理解するために、ハローワークの協力を得ながら仕事への理解を進めています。

(2) 採用面接の実施

出所後に帰住する場所が決まった場合、在所中に協力雇用主の求人に応募することができます。そのために履歴書の作成や想定される質問に回答するための面接練習を行いますが、特に、なぜ罪を犯してしまったのか、再犯をしないために何をすべきかについて多く時間をとり、真剣に罪と向き合っています。

(3) 就労支援説明会の実施

仕事や職種の理解を深めるために、講話や企業を学ぶ機会として、協力雇用主の協力のもと、就労支援説明会を実施しています。受刑者の更生に対する熱い想いを、協力雇用主から直接聞ける良い機会となっています。

(4) 就農指導の実施

受刑者の中には、病気や障がい等により、複雑な仕事に就くことが難しい人がいます。そのような人に、仕事のひとつとして、簡単な農作業を紹介しています。福祉や受刑者の更生に理解がある農業事業主を招き、畑での収穫体験、野菜の袋づめや軽量、はた織り体験等を実施しています。

(5) 出所後の生活の整理

受刑者が出所間近になると、就労支援面談の一環として、出所後の生活に必要なやるべき事の整理を行っています。受刑者の中には、成育歴や障がい等により、物事を順序立てて考えることや整理整頓が苦手な人、公共機関の活用方法や困った時の相談方法などについて知らない人が多くいます。口頭で説明するだけでなく、ノートに記入し、出所後に見返すことができるような工夫を行っています。



「母子像」

H14.11 栃木県更生保護女性連盟からの寄贈



就労支援説明会

栃木保護区保護司会

関連する取組内容

- (2) 住居の確保 (3) 就労の確保
- (4) 民間協力者の活動の推進
- (6) 学校等と連携した修学支援の実施

1 保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護ボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、保護観察官（国の職員）と協働して、その立ち直りを支援するとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、全国で約 47,000 人が、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全国の保護司の定数は 52,500 人と定められております。以前は 5 万人近くが活動をしていましたが、長く減少傾向が続いているほか、約 8 割の方が 60 歳以上、70 歳以上の方が 4 割近くを占めているなど、保護司の担い手不足、高齢化が深刻な課題となっています。

2 保護司の活動

処遇活動 = 犯罪や非行をした人の立ち直り支援する活動

(1) 保護観察

保護観察の対象者と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。毎月の保護観察の実施状況を報告書にまとめて保護観察所に提出し、保護観察官と協働しながら、改善更生に向けた働き掛けをします。

(2) 生活環境調整

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住予定地の調査、身元引受人（予定）の調査、話し合い等を行い、受け入れ態勢を整えます。この活動は釈放後にスムーズに社会生活に移行するにあたり、非常に重要な活動です。

3 保護司会の活動

地域活動 = 地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、
安全安心な地域づくりを行うための活動

保護司の活動区域として全国に 886 の保護区が設けられており、保護区ごとに保護司会が組織されています。栃木保護区保護司会は、令和 6 年 11 月 11 日時点で 55 名の保護司が所属しています。

保護司会は、保護司の活動支援や、活動に関する広報宣伝、人材確保の促進に関する活動など、地域の特色に応じ様々な活動を行っています。

保護司の担い手不足・高齢化は全国的な課題となっており、栃木市においては、77 名の定員に対し 22 人の欠員が生じており、70 代以上の割合も 4 割を超えています。保護司の活動への理解をさらに深めるとともに、保護司の担い手確保につながるよう、栃木保護区保護司会では様々な活動を行っています。次のページ以降で具体的な活動について紹介します。

(1) 社会を明るくする運動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として全国で展開されています。栃木市では、栃木保護区保護司会が中心となり、主に2つの活動を行っています。

①社会を明るくする運動栃木市集会

栃木保護区保護司会と栃木市更生保護女性会が共催で開催しています。

当集会では、「内閣総理大臣メッセージ」の伝達や、小中学生を対象に実施される「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」の優秀作品発表などを通して、活動に対する市民の理解と参加促進に取り組んでいます。



第74回「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式

②街頭啓発一斉広報活動

市内各地区で開催される夏祭りなどの会場や駅前にて、啓発チラシの配布やのぼり旗の掲示などによる広報活動を行っています。

また、小学生を対象とした「更生保護について」の講座や、中学生と一緒に啓発活動を実施するなど、若い世代との協働にも力を入れています。



イベント会場での啓発活動



道の駅での
啓発活動



小学校にて「更生保護について」の講座

4 栃木更生保護サポートセンター

保護司会が地域の関係機関等と連携し、更生保護活動を行うための拠点として更生保護サポートセンターが設置されています。

栃木市では、市の施設である栃木市市民交流センターの中に設置されており、経験豊富な「企画調整保護司」が常勤して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築、犯罪・非行の予防活動の企画などを行っています。

また、保護司や更生保護女性会などの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。



栃木市市民交流センター外観



栃木更生保護サポートセンター外観

5 今後の展望

(1) 保護司・保護司会活動のさらなる啓発・周知

未来の更生保護の担い手を育てるため、市民交流センターを利用する頻度が高い高校生等の若い世代に対し、保護司・更生保護の活動について周知をしていきます。

保護司会が独自に作成した啓発のDVDやチラシ等を活用し、地域のイベント等での周知活動を続けていきます。

(2) 栃木更生保護サポートセンターの活用

サポートセンターを活動拠点とし、保護司同士の処遇協議や情報・経験の共有など、保護司の行う処遇活動への支援を行うとともに、地域の様々な機関・団体との連携、地域への更生保護活動の情報発信等、地域に根ざした活動をさらに展開します。

また、保護観察期間終了後の対象者からの相談を受け、必要に応じて支援機関等へのつなぎ役となることで、犯罪をした者等に対する切れ目のない支援（息の長い支援）を行います。

栃木保護区協力雇用主会

関連する取組内容

- (3) 就労の確保
- (4) 民間協力者の活動の推進

1 協力雇用主とは

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所等出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを助ける事業主の方々です。

犯罪や非行をした人たちは、再び地域に帰ってきます。これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方で保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約3倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主等の事業所が、就労の場を提供することが効果的です。

2 現状

協力雇用主の登録は、保護司や既存の協力雇用主からの情報提供、事業所自らの申し出等に対し、宇都宮保護観察所が窓口となり、登録の手続きを行っており、栃木市内では、34社（令和6年5月末時点）の事業主が登録しています。

令和4年11月には、栃木保護区保護司会を始めとした関係団体の協力により、「栃木保護区協力雇用主会」が設立され、就労先の確保やフォローアップに努めています。

3 今後の展望

(1) 多様な業種での協力雇用主確保に向けた広報・啓発

建築・建設業に偏りがある現状を踏まえ、多様な業種での協力雇用主の確保を図るため、企業等に対し、制度の広報・啓発を行っていく予定です。

(2) 保護司会との連携

保護司会の支援を受け、研修会を実施し、既存の協力雇用主に対し更生保護・再犯防止への理解を広めるとともに、更生保護関係団体や協力雇用主同士の交流を深め、関係機関と連携した就労の支援を行っていきます。



栃木保護区協力雇用主会設立総会（R4. 11. 7）



協力雇用主会の研修会@栃木明德会

栃木市更生保護女性会

関連する取組内容

- (4) 民間協力者の活動の推進
- (6) 学校等と連携した修学支援の実施

1 更生保護女性会とは

更生保護女性会とは、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを見守り、支えることを目的として活動する「更生保護ボランティア」の一つで、女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行っています。全国では約 13 万人、栃木市では約 250 人の会員が、地域に根ざした自主的なボランティア活動を行っています。

2 活動紹介

栃木市更生保護女性会も宇都宮保護観察所、栃木保護区保護司会等の更生保護関係機関・団体や地域の人々との連携に努め、主に次の活動を行っています。

(1) 更生保護施設（栃木明德会）への支援

更生保護施設で、入寮者が一日も早く社会復帰ができるよう、食事作り、フラワーアレンジメント、アクセサリーや小物作りなどを一緒に行い、支援協力しています。

また、施設の花壇にチューリップの球根を植栽し、環境美化にも努めています。



(2) 矯正施設（栃木刑務所、喜連川少年院）への支援

栃木刑務所の諸行事（刑務所運動会・矯正展）に参加協力しています。

また、栃木県更生保護女性連盟の一団体として、喜連川少年院の旅立ちのメッセージに立ち会い、立ち直りを見守ります。



第 39 回栃木矯正展へ参加 (R6.10.6)

(3) 社会を明るくする運動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、栃木保護区保護司会と協力し、地域のイベント会場などで、声掛けをしながら啓発グッズを配付し、広報活動を行っています。



(4) 子育て支援活動

子育て中の親を支え、地域ぐるみで子どもを見守り育てる活動を行っています。



(5) 学校や地域との連携

青少年の健全育成と学校の環境美化を目的に、チューリップの球根を寄贈し、一緒に植えています。また、栃木市青少年育成市民会議の他団体と協力し、青少年の見守り活動を行っています。



(6) 社会貢献活動への協力

宇都宮保護観察所・栃木保護区保護司会と連携し、保護観察処遇の一環として行われる「社会貢献活動」などに協力しています。

3 今後の展望

「とちぎ リ・スタート支援プロジェクト」の構成メンバーとして、栃木明德会を退所した方々との茶話会や食事会を開き、楽しく近況を語り合う機会を創っていきます。

そして、いつまでも地域で安心して暮らせるよう、共に協力していききたいと思います。

更生保護法人栃木明德会

関連する取組内容

- (2) 住居の確保 (3) 就労の確保
- (4) 民間協力者の活動の推進
- (5) 地域による包摂の推進

1 栃木明德会とは

更生保護法人栃木明德会（以下、「明德会」という。）は栃木市に所在する女性専用の更生保護施設です。犯罪や非行をした人の中には、親族・縁故者などに頼ることができる人がいなかったり、本人自身に社会生活を送る上で問題を抱えていたりなどの理由から、自立更生ができない人がいます。更生保護施設は、こうした人たちを一定期間受け入れて、宿泊場所や必要な支援を提供し、円滑な社会復帰を助けることで、再犯を防止する民間の施設です。

更生保護施設は、現在、全国に 102 施設あります。うち女性専用施設は全国 7 か所で、明德会は女性専用の更生保護施設としては最も古い歴史（明治 42 年創設）があります。



明德会 外観



2 取組みの概要

(1) セルフコントロールプログラム

明德会の入所者（以下、「寮生」という。）の多くは、心身の不調を抱え情緒が不安定であったり、他者との距離感が上手く掴めず場面に応じた行動が取れない、金銭感覚にルーズで自己の金銭管理ができないなど、様々な問題を抱え、こうしたことが結果的に社会での生活に破綻をきたし、犯罪に結びついてしまう要因となります。それらの改善のために明德会では以下のようなプログラムを実施しています。

① コミュニケーションスキルアップトレーニング

寮生の多くは、他者との距離感が上手く取れない人や、コミュニケーションが苦手な人など、様々なことで人間関係に悩み、それが要因で心の病に至ってしまっています。

そこで、外部から専門家を招き、定期的にコラージュ療法やゲームなどを実施し、自分の気持ちを素直に言葉で表現することや、他者と協調して物事をやり遂げる力など、社会生活を円滑にする術を養う指導をしています。

②金銭管理スキルアップトレーニング

罪種に関わらず、寮生の多くは金銭感覚にルーズで、結果的にそれが要因で犯罪に結びついてしまう傾向にあります。

そこで、日々のお金の使い道と日常生活を関連付けた「私の生活ノート」を使用し、毎月1回ないし数回、職員が寮生と面談しながら、日常生活の中で、どのようなことに金銭を消費しているのか等を確認しながら、収入の中で生活をやり繰りする習慣を身に付けるよう指導しています。

③道徳セミナー

寮生の中には、生育環境が悪く、親からきちんと育て上げられてきていない人が少なくありません。そのため、幼少時から目先の楽しさを求め、享乐的な生活を中心に送ってきている傾向にあります。

そこで、定期的に住職を招き、健全な価値観や事の善悪の判断、自分や他者を大切にする心などを養う力を醸成する指導をしています。



コミュニケーション
スキルアップトレーニングの様子



道徳セミナーの様子

(2) 依存性薬物からの回復訓練

平成25年に法務省から「薬物処遇重点実施更生保護施設」として指定を受け、薬物専門職員を配置し、覚醒剤等薬物事犯対象者に対して、物質使用障害治療プログラムであるSMA R P P（スマープ）16を中心に寮生の断薬に向けた取組を行っています。

(3) 高齢又は障がいにより自立が困難な人の積極的な受け入れ

平成28年に法務省から「指定更生保護施設」の指定を受け、福祉職員を配置し、矯正施設の出所者等で高齢者や障がい者など自立困難な人たちを積極的に受け入れ、高齢や障がいの特性に配慮しながら社会生活に適応するための支援を行っています。

(4) 訪問支援事業

更生保護施設を退所し、地域の中で自立して生活を始めた人たちは、その後、様々な問題を一人で抱え込んでしまうこととなります。そういった人たちを支援するために平成29年から「フォローアップ事業」として通所や通信を中心に、悩みごとや困りごとなどの相談に乗ってきました。

一方、退所者の中には自発的に通所ができない人や、携帯電話もなく、連絡も思うようにできない人もおり、待っているだけでは相談支援に結びつかない人もいます。

そのような中、令和5年に法務省から「訪問支援事業実施施設」の指定を受け、訪問支援員を配置して、栃木市及び近郊に住まいを構える退所者を中心に、月1回ないし2回の訪問や通信での支援を開始したほか、病院や公的機関への同行支援なども行っています。

(5) 農作業を通じた更生支援

農作物を育てる作業を通じて、生きる力の回復と就業意欲の喚起を図り、自立更生につなげていきます。

この取り組みは、実行委員会形式で実施されており、更生保護活動に関わるボランティアやNPO法人栃木県就労支援事業者機構などの協力によって支えられています。



農作業の様子



訪問支援の様子

3 息の長い支援を目指して

(1) 栃木市更生保護女性会との協働事業

明徳会入所者に対する就労支援の一環として、市の施設である栃木市大平地域福祉センター（ふるさとふれあい館）の清掃活動を令和6年度から始めました。本活動に当たっては、平素から本施設を活動拠点としている栃木市大平地区更生保護女性会の方々の協力をいただいています。

現在は月に2回程度の実施ですが、毎回、会員の方にも参加いただき、寮生及び明徳会職員と一緒に楽しく活動を行っております。



今後も、高齢者等、一般の就労が困難な寮生の就労の機会として、更生保護女性会の方々のご支援と、本施設の指定管理者である栃木市社会福祉協議会のご理解をいただきながら、継続的に実施をしていきたいと考えています。



(2) とちぎ リ・スタート支援プロジェクト

明徳会帰住後も親族、知人等適当な引受人が見付からず、明徳会所在地である栃木市内に居を構えることとなった人たちは、近くに相談する人もおらず、地域の中で孤独・孤立に陥ってしまいます。その一助として、栃木市のご支援とご理解を得て、令和4年度に『とちぎ リ・スタート支援プロジェクト』を立ち上げました。

本プロジェクトメンバーである栃木市役所、栃木市社会福祉協議会、栃木保護区保護司会、栃木市更生保護女性会等栃木市内の関係機関、団体のほか、国の機関である栃木刑務所、宇都宮保護観察所などが中心となり、明徳会退所者等が栃木市内で“普通に暮らせる”よう、相談場所や相談者の確保など継続的かつ息の長い支援を実施していくこととしています。

また、本プロジェクトの構成メンバーである栃木市更生保護女性会の方々による、明徳会退所者との「お話し会（お食事会）」を、明徳会を会場に始めました。会員の皆様と地域で暮らす退所者が、楽しく食事をしながら近況を語り合ったりしています。この輪が広がり、それぞれ退所者が居住する地域社会の中でも接点があればより一層身近な話し相手になってくれるものと期待をしています。



更生保護女性会の皆さんによるお話し会

4 今後の展望

更生保護施設は一時的な居場所です。そのため、更生保護施設の役割として、寮生一人ひとりの退所後の居場所を見付けることが大切です。

今後は、このプロジェクトの輪を更に広げ、地域において、多くの人たちが支援に関わり、息の長い支援を実現していくことを目標にしています。

栃木市

関連する取組内容

- (2) 住居の確保 (3) 就労の確保 (5) 地域による包摂の推進
(6) 学校等と連携した修学支援の実施
(7) 再犯防止に向けた基盤の整備 【★：重点事業】

市営住宅提供事業（建築住宅課）【★】

(2) 住居の確保

『「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等への公営住宅への入居について』（平成 29 年 12 月 15 日付国住備第 120 号住宅局長通知）に基づき、居住の安定確保が必要な人に対して優先入居の取扱いを実施することが可能となっています。

この取扱いは、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としており、これにより、安定した状況で生活することによる再犯防止の効果が期待できます。

民間賃貸住宅家賃補助事業（建築住宅課）

(2) 住居の確保

市営住宅の入居要件を満たしている人が、市内にある県に登録された認定賃貸住宅に居住した場合、家賃の一部を補助します。

帰住先がない人に対して低廉で住宅を提供することにより、安定した状況での生活が可能となり、再犯防止の効果が期待できます。

人権相談事業（人権・男女共同参画課）

(2) 住居の確保 (3) 就労の確保

人権に関する相談を受け、問題解決に向け適切な助言・指導を行うことを目的に、以下の取組みを行っています。

- ・地域住民の福祉の向上のための人権及び生活上の相談の受付
- ・人権及び生活上の相談業務を行う隣保館生活指導員の設置
- ・問題解決に必要な関係機関との連携・調整

刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見差別に悩む相談者に対し、関係機関と連携・調整を図りながら助言・指導を行うことにより、適切な対応が実施できます。

また、相談をきっかけに、就労支援や住居確保の支援に繋げることも可能となり、将来的な再犯防止に繋がります。

高齢者自立生活支援事業（高齢介護課、地域包括ケア推進課）

(2) 住居の確保
(5) 地域による包摂の推進

低所得・低資産である高齢者等に対して、住まいの確保に係る相談や日常生活上の支援等を行っています。

関係機関等と連携・協力して、家賃が低廉な空き家情報の収集、入居支援事業、居住継続支援事業などを行うことにより、様々な課題を抱えた相談者に対して居住の場を確保しています。その地域で安定的かつ継続的に生活できる支援体制・環境を整備することで、再犯防止や犯罪抑止につなげています。

生活困窮者自立相談支援事業（福祉総務課）

(2) 住居の確保 (3) 就労の確保
(5) 地域による包摂の推進

生活保護に至る前段階の状況にある生活困窮者を対象に、自立相談支援機関（市 社会福祉協議会）において、年間を通して、生活自立に向けた様々な相談支援事業を行っています。

雇用の不安定や病気等により生活困窮の状況にある人に対して、関係機関が連携を図り、「生活困窮者の自立相談支援」「家計改善相談支援」「子どもに対する学習支援」「住居確保給付金の支給」「就労準備支援」などの、自立に向けた相談支援を継続的に行うことで、就労や住居確保に結びつき、将来的に再犯防止に繋がることが期待されます。

高齢者、障がい者の就労支援（高齢介護課、障がい福祉課）

(3) 就労の確保

犯罪をした人等のうち高齢者又は障がい者については、その適性・能力等に配慮し、宇都宮保護観察所、ハローワーク等の就労支援関係機関及び保健福祉機関等と連携しながら、必要に応じてシルバー人材センターへの登録等を活用するなどして、就労支援の充実強化に努めます。

農業への就労支援（農業振興課）

(3) 就労の確保

農業就労を希望する人に対し、「とちぎ農業未来塾」などの農業に関する研修先を紹介し、就農相談に応じています。

基礎的な農業経営の知識や作物の栽培技術の習得を支援することにより、就労支援（就農支援）を図っています。

母子・父子自立支援事業（こども家庭センター）

(3) 就労の確保

母子家庭等の生活の安定とその児童の健全な育成を促すとともにその自立を図ることを目的として、母子・父子自立支援プログラムの策定や、就労相談および就労、修学支援のための給付金、貸付申請を実施することにより、就労確保の効果が期待できます。

市内建設工事入札参加資格審査における、
地域貢献の取組みによる格付けへの反映（契約検査課）

（3）就労の確保

建設工事入札参加資格審査における格付けについては、全国統一の基準で定められている経営事項審査の評価点（客観点）と市が定める発注者別評価点（主観点）を合わせた総合点数により決定しています。

発注者別評価点については、地域貢献の度合いについても評価基準の一つとなっており、障がい者を雇用している業者や、協力雇用主として宇都宮保護観察所に登録があり、保護観察対象者等を雇用している業者は、この格付けにおいて点数が加算されます。

これにより、市内建設業者の地域貢献の積極的な取組みを推進し、市内建設業者による保護観察対象者等の雇用及び協力雇用主数の増加が期待できます。

少年補導活動（生涯学習課）

（6）学校等と連携した修学支援の実施

青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、「少年補導員による街頭補導活動及び有害広告物の除却活動」「青少年相談員いじめ相談等の青少年に関する相談業務」を行っています。青少年に悪影響を及ぼす有害環境の浄化活動を推進し、また、いじめ相談等に対しても真摯に向き合っていくことにより、青少年の非行防止や犯罪から青少年を守ることに繋がり、将来的な犯罪抑止効果が期待できます。

家庭児童相談事業（こども家庭センター）

（5）地域による包摂の推進

家庭における人間関係の健全化や児童養育の適正化などの家庭福祉の向上を図ることを目的に、家庭児童相談室において、家庭相談員が子ども（0～17歳）とその家族が抱える様々な悩みについての相談指導を行っています。

複合的な課題を持つ家庭の相談を受けることで、適切な支援や対応ができ、児童虐待の早期発見や未然防止に繋がります。

社会を明るくする運動への支援（福祉総務課）

（7）再犯防止に向けた基盤の整備

毎年7月は、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の強調月間・再犯防止啓発月間です。期間中、栃木保護区保護司会を中心に、更生保護団体や地域関係者が実施する、以下の様々な取組みについて、その周知啓発等を支援します。

各種メディアを活用したPR活動（福祉総務課）

（7）再犯防止に向けた基盤の整備

「広報とちぎ」「市のホームページ」「SNS」「FMくらら857」などで、再犯防止・更生保護に関わる団体等の活動を紹介していきます。

また、再犯の防止等の推進についても、出前講座等を活用し、趣旨や目的、計画の内容などを広く周知していきます。

「重層的支援体制整備事業」の実施

本事業は、社会福祉法において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

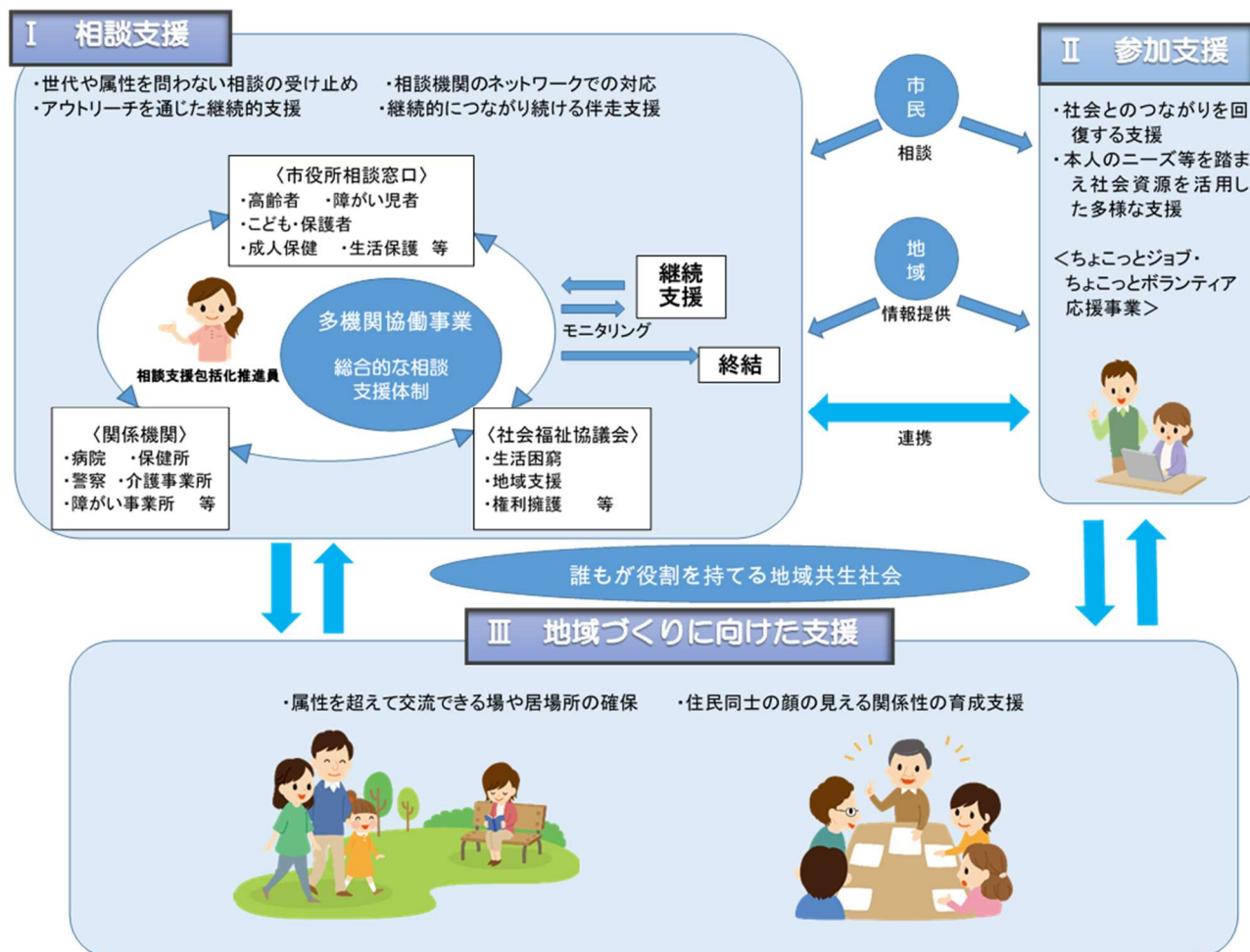
本市においては、福祉に関する相談機関全体を「福祉総合相談支援センター」と位置づけ、各部門の相談機関の横断的な連携体制を構築し、対象者に対する包括的な支援を行うとともに、既存の相談機関を活用し相談窓口のワンストップ化を図ります。(別図①)

また、本事業として、包括的相談支援事業や参加支援事業などの各取組を一体的に推進していきます。(別図②)

別図①「栃木市重層的支援体制 支援フロー図」

栃木市重層的支援体制整備事業 支援フロー図

福祉総合相談支援センターのしくみ(当事者・住民参加)



別図②「栃木市における重層的支援体制整備事業 概要（令和6年度末現在）」

I 相談支援（包括的相談支援事業）



○世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制づくり

- ・各相談機関の連携協力体制を統括的に管理指導する機関として「栃木市福祉総合相談支援センター」を設置する。

【栃木市福祉総合相談支援センター 構成相談機関】

- ①地域包括支援センター（高齢者） ②福祉総務課（生活保護） ③障がい福祉課（障がい児者）
- ④障がい児者相談支援センター（障がい児者） ⑤高齢介護課（高齢者） ⑥健康増進課（成人）
- ⑦子育て総務課（こども） ⑧地域子育て支援センター（こども） ⑨こども家庭センター（こども・保護者）
- ⑩保育課（こども・保護者） ⑪学校教育課（こども・保護者） ⑫栃木市社会福祉協議会（地域福祉）
- ⑬とちぎ市くらしサポートセンター（生活困窮） ⑭成年後見サポートセンター（高齢者・障がい児者）

多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（一体型）

○複雑・複合化した事例に対する支援関係機関の抱える課題の把握、支援の方向性の整理

○本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくり

- ・相談支援包括化推進員を配置し、相談機関のコーディネート及び世帯支援を行う。

II 参加支援（参加支援事業）

○社会とのつながりを段階的に回復する

- ・既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応する。
（地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート）



III 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、個別の活動や人のコーディネート等

- ・地域介護予防活動支援事業
（はつらつセンター事業 いきいきサロン事業 ますます元気サポーター活動支援 あったかとしぎ体操）
- ・生活支援体制整備事業
（第1層：生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター 第2層：生活支援コーディネーター）
- ・地域子育て支援拠点事業
（地域子育て支援センター）
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業
（地区懇談会、地域福祉サポーター養成講座）
- ・地域活動支援センター事業



再犯防止推進のためのネットワークの形成
(福祉総務課) 【★】

(7) 再犯防止に向けた基盤の整備

矯正施設や更生保護に携わる関係団体等との「顔の見える関係性」を継続していくとともに、本計画の内容や関連計画等との整合性を確認・検証する場として、「とちぎ リ・スタート支援プロジェクト」(以下、「支援プロジェクト」という。)を母体とし、「栃木市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置します。

栃木市再犯防止推進ネットワーク会議

目的

市や矯正施設、更生保護関係団体等が協働し、栃木市における再犯防止に係る施策の展開、情報の共有及びネットワークの構築を目的とします。

構成メンバー(=支援プロジェクト構成メンバー)

更生保護法人栃木明德会・栃木刑務所・宇都宮保護観察所・栃木保護区保護司会
栃木市更生保護女性会・栃木市社会福祉協議会・栃木市

主な活動内容

○「顔の見える関係性」の継続

満期釈放者等に対する「息の長い支援」を目的に発足した「支援プロジェクト」で構築された“つながり”を活かし、本計画に沿った再犯防止施策の推進に取り組むことで、「顔の見える関係性」を継続させていきます。

○本計画の確認・検証

定例会議を行い、本計画の内容を定期的に確認し、再犯防止施策に係る情報を構成メンバーと共有します。

また、国や県が策定する再犯防止計画や、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画などの関連計画との整合性を検証するとともに、本計画の改定が必要となった際には、本計画の「策定部会」としての役割を担います。



その他関係機関

NPO法人栃木県就労支援事業者機構

刑務所出所者等を雇用する事業者に対しての支援や無職の保護観察対象者等への就労支援を行うことにより、経済界を中心に社会全体として治安改善に協力する組織です。

栃木県地域生活定着支援センター

高齢または障がい有することにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者について、福祉的な支援を充足させることで、地域での生活を安定させ、自立促進を図ることを目的とし、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援活動を行う組織です。

県南圏域障害者就業・生活支援センター「めーぶる」

障がい者やその家族からの相談、障がい者を雇用している事業主からの相談に応じ、障がいのある方の「働く」こと、「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関です。

就業面の支援として、「職業訓練などの就職準備支援」、「就職活動支援」、「職場定着に向けた支援」、生活面の支援として、「生活習慣の形成、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言」や「住居、年金、余暇活動などの地域生活や生活設計に関する助言」などを行っています。

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられた団体で、様々な方の協力を得て、地域にお住まいの皆様と福祉のまちづくりを展開していく民間の組織です。

民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さんや社会福祉に関係する方々に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持つ、営利を目的としない福祉団体です。

再犯防止の分野では、主に、生活困窮者自立支援の事業に関係し、生活困窮者のセーフティネットとしての役割を担い、様々な局面で市と連携を図っていきます。

社会奉仕団体等

青少年非行防止・薬物乱用防止などに関する社会奉仕活動を行っているロータリークラブやライオンズクラブ、また、女性の地位や生活の向上に向けた奉仕活動等を行っている国際ソロプチミスト栃木などとも適宜連携を図っていきます。

矯正施設所在自治体会議

矯正施設が所在する自治体の首長が構成員となってネットワークを形成し、積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的として設立された自治体主導の会議体です。矯正施設、民間団体等の当事者が顔の見える関係でつながり、地域の実情に応じた再犯防止施策・地方創生策について情報交換、調査研究、政策提言等ができるプラットフォームとして、大きな意義をもっています。

東京矯正管区

矯正管区は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的として設置された法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方支分部局）で、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の全国8か所に設置されています。

このうち、東京矯正管区は、関東地方1都6県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する、刑務所や少年院等の合計68庁を管轄し、これらの施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

犯罪や非行をして刑務所や少年院にいる人と人材確保や社会貢献をお考えの事業主様とをつなぐお手伝いをする法務省の機関です。ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる情報提供や採用手続に関する支援などを行い、雇用のマッチングを進めています。

宇都宮保護観察所

法務省の地方支分部局で、更生保護に関する業務を所管しています。

保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うなど、地域の再犯防止の取組みに関して中心的な役割を担っています。

栃木公共職業安定所（ハローワーク栃木）

地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している組織です。

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っています。

栃木県

県が持つ各協力団体との繋がりや、再犯防止事業に係るノウハウを活用するため、再犯防止推進計画の策定や、策定後の取組みなど、再犯防止事業の全ての局面において連携を図り、情報の共有化を進め、アドバイスを求めています。

県南児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される県の機関です。

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的としています。

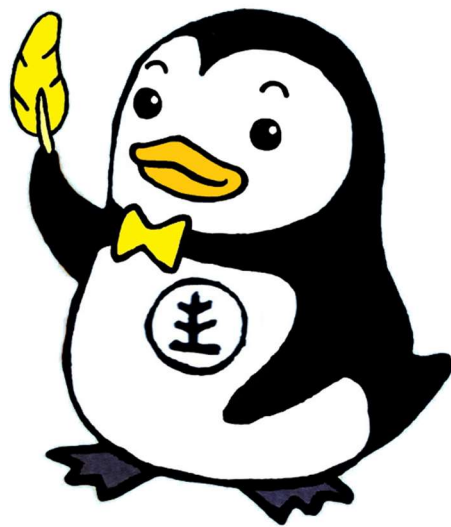
6 おわりに

犯罪のない、安全・安心な地域づくりは、市民の皆様の願いです。栃木市は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに力を注ぐとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組みを推進してまいります。

是非とも皆様の寛容な心で温かく見守っていただき、栃木市の取組みに対し、何卒ご理解をいただければ幸いです。そして、地域共生社会の実現に向けてお力添えを賜りたく、心からお願いを申し上げます。



栃木市マスコットキャラクターとち介



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん

※ホゴちゃんが持っている羽根は、
社会を明るくする運動のシンボル
マークです。

資 料 編

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律概要
- ・ 第二次再犯防止推進計画（概要）
- ・ 再犯防止に関する用語の解説

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

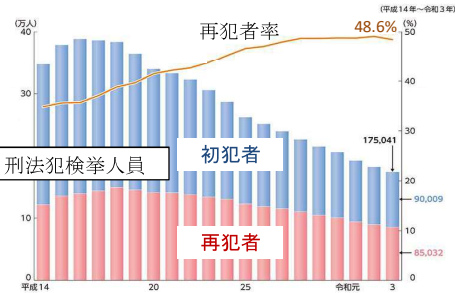
12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



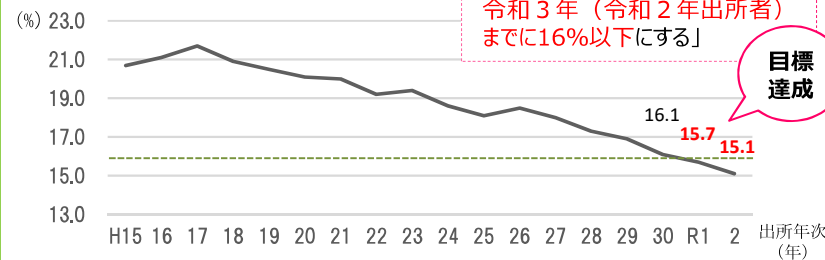
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月
「**再犯防止推進法**」公布・施行
- 平成29年12月
「**再犯防止推進計画**」閣議決定
➢ 7つの重点課題について、**国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進**

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化**にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- **拘禁刑創設**や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
- **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
- 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付け**の強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- **拘禁刑創設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

再犯防止に関する用語の解説

か行	
介護保険サービス	要介護・支援状態にある「65 歳以上の高齢者」と「40 歳から 64 歳までの医療保険加入者で特定疾患の患者」が、介護保険料と国・自治体からの財源によって、一定割合に応じた自己負担で受けられる介護サービスのこと。
改善更生（の意欲）	犯罪をした者や非行のある少年が、自己の犯罪の責任を自覚・反省し、犯罪や非行に至った要因となっている点を改め、再び犯罪に及ぶことなく、社会生活を送ること。
仮釈放	再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。
科料	刑罰の一種で、1,000 円以上 1 万円未満の金銭を支払わせる刑罰のこと。1 万円以上の場合は「罰金」となる。
企画調整保護司	新任保護司をはじめとする保護司の処遇活動に関する相談などの役割を担う保護司。経験、資格、職歴等を勘案し、保護観察所の長から指名される。
帰住先	矯正施設から出所、出院等した後に居住する予定の住居などのこと。
起訴	公訴を提起すること。検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為のこと。
喜連川少年院	昭和 42 年に栃木県さくら市に開設された法務省所管の施設。家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容しており、改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的とし、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行っている。
矯正管区	矯正施設の適切な運営の管理を図ることを目的として設置された法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方支分部局）。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の全国 8 か所に設置されている。
矯正施設	刑事施設、少年院及び少年鑑別所の総称。

矯正施設所在自治体会議	矯正施設が所在する自治体間のネットワークを形成し、相互に有益な情報交換、調査研究、国や都道府県に対する提言や要望を行うことにより、矯正施設と共に地域における再犯防止策等を推進し、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的として設立された会議。
共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
矯正展	刑務作業の現状と重要性を広く紹介し、矯正行政に対する国民の理解を得ることを目的として行われる、全国の刑務所で受刑者が作った刑務所作業製品の展示・販売会。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等に対し、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
(刑の) 一部執行猶予	裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、刑期の一部を実刑とし、残りの部分について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができるとする制度。
(刑の) 起訴猶予	犯罪の嫌疑は認められるものの、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分。
(刑の) 全部執行猶予者	裁判所が刑を宣告したとき、刑の全部の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事に経過したときは、その刑を執行しないこととする制度。
刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係るものは除く)のほか、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び人質による強要行為等の処罰に関する法律に規定する罪を犯した者。
刑務作業	改善更生及び円滑な社会復帰を図るための受刑者処遇の一つであり、刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるもの。

刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。
検挙	犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。
更生保護活動	犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯等を防ぎ、改善更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
更生保護サポートセンター	保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して一定期間、宿泊場所や食事を提供する施設。
更生保護女性会	女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体。
更生保護法人	法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体。（市内には、更生保護法人栃木明德会がある。）
拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者（被疑者や被告人など）を収容する施設。
高齢者向けサービス	介護保険サービス以外の、高齢者に向けたサービスのこと。 栃木市においては、保健や福祉に関する相談窓口や、生活支援、安否確認や見守りなど、様々なサービスを実施している。
さ行	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の人。
再犯者	有罪の確定裁判を2回以上受けた者
再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるかを見る指標。
再犯の防止等の推進に関する法律	再犯防止施策に関して、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることを内容とした法律。
再犯率	犯罪により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。

市営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に建設した公営住宅のこと。 利用に関しては、公営住宅法や栃木市営住宅条例の関連法令によって様々な制限や義務が定められている。
指定更生保護施設	福祉の専門資格等を有する職員を配置し、高齢や障がいを持つ刑務所等出所者を受け入れることができる施設として指定を受けた更生保護施設。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
受刑者	懲役刑、禁固刑又は拘留刑の執行のため、刑事施設に拘置されている人。
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある方が、自立した日常生活や社
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容のほか、審判等のため専門的な知識により鑑別を行う施設。
少年刑務所	主として26歳未満の受刑者を収容する施設。
少年補導員	教育委員会が委嘱し、青少年の非行化防止及び健全育成を図ることを目的に、補導業務等の活動をする者。
初犯	初めて罪を犯すこと。
シルバー人材センター	シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。 原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした、生活保護法による制度。
窃盗症	経済的利得目的以外で、万引きなどの窃盗行為を繰り返してしまう依存症の一種。クレプトマニアとも呼ばれる。

セーフティネット	あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしくみのこと。
た行	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とする運動。
地域生活定着支援センター	高齢又は障がいをもつことにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。
地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること（第4条第2項）、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないこと（第8条第1項）が定められている。
出前講座	市民の方々が、知りたい・聞きたい・学びたいと思っている市役所の仕事や仕組み・制度などについて、市役所の職員が講師として出向いて行う講座。
とちぎ農業未来塾 （就農準備校とちぎ農業未来塾）	栃木県農業大学校の研修科の部門の1つ。 Uターン、Iターンなどにより栃木県内で農業を始めたいと考えている方が、円滑に就農できるよう、農業経営に必要な基礎的な知識や作物の栽培技術などを研修する。
栃木県就労支援事業者機構	平成21年1月に設立され、刑務所出所者等を雇用する事業者に対しての支援や無職保護観察少年への就労支援を行うことにより、経済界を中心に社会全体として治安改善に協力する組織。
栃木市大平地域福祉センター（ふるさとふれあい館）	市民の地域福祉活動の推進を図るために設置された市の施設。管理運営を栃木市社会福祉協議会に委託しており、各種相談事業や子育て支援事業など、地域に根ざした様々な活動を行っている。

栃木市青少年育成市民会議	次代を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とした市民会議団体。
は行	
婦人補導院	売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を收容し、社会生活に適応させるために必要な生活指導等や、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている施設。
物質使用障害治療プログラム（SMARPP16）	薬物依存症の代表的な治療プログラムの一つ。医療機関等に通院もしくは入院し、1～3ヶ月間かけて、「どんなときに薬物の渴望が刺激されやすいか」「渴望が刺激されたらどのように気を逸らすのか」について、ワークブックやグループで学ぶプログラムが実施されている場合が多い。
包摂	あるものを包み込んで取り込むことを意味する言葉で、広い意味では、あるものを包括的に受け入れることを意味する。具体的には、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和を図ることを意味する。
訪問支援員	訪問支援事業の実施にあたり配置される職員。専門的知見や資格等を持ち、施設退所後の継続した支援を行っている。
保護観察	犯罪をした人等が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
訪問支援事業実施施設	令和3年10月より開始された、アウトリーチ型の「訪問支援事業」の実施にあたり、法務省より指定を受けた施設。 事業実施の背景には、更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的な援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」による支援の手が届かない者が存在する、という現状があった。
保護観察所	法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。
保護観察対象者	保護観察少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年。20歳まで又は2年間の期間。）
	少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年。原則として20歳に達するまでの期間。）

	仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人。残刑期間。）
	保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人。執行猶予の期間。）
保護司	犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に従事。
ま行	
満期釈放	刑期を満了して刑務所から身柄を解放されること。
民生委員児童委員	地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うことにより、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。
や行	
薬物処遇重点実施更生保護施設	依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等に対し、精神保健福祉士等を薬物処遇に関する専門職員として配置し、依存性薬物に対する依存からの回復に向けた認知行動療法に基づくプログラムを実施するほか、必要な保健医療福祉サービス等を円滑に受けることができるようにしたり、退所後の適切な住居及び就労に向けた支援を行うなどの処遇を実施している。令和２年４月１日現在、25施設が当該施設として指定されている。
ら行	
累犯	第１の犯罪について懲役刑の執行を終わり若しくはその執行の免除を得た後、５年以内に更に第２の犯罪を犯し、有期懲役に処すべき場合（再犯）、又はそのような犯罪が３回以上続く場合（三犯以上の累犯）をいう。

（注）記載の取組み・制度の名称及び内容については令和６年１１月末時点のものです。

第2期栃木市再犯防止推進計画

令和7年4月発行

発 行 栃木市

編 集 栃木市 保健福祉部 福祉総務課

■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282-21-2202

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

